

国東市議会災害対応連絡会議設置要綱

平成30年10月23日

国東市議会全員協議会

(趣旨)

第1条 この要綱は、国東市議会災害対応連絡会議（以下「災害対応連絡会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長（議長に事故等がある場合は、副議長）は、次に掲げるときは、議会に災害対応連絡会議を設置することができる。

- (1) 市域で震度5強以上の地震が発生したとき。及び、国東市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたとき。
- (2) 大雨、洪水、暴風等により土砂災害が発生し、災害対策本部が設置されたとき。
- (3) 航空災害、道路災害、危険物等災害、林野火災、広域停電等で大規模災害へ拡大する恐れのある場合で、災害対策本部が設置されたとき。
- (4) 伊予灘及び、周防灘に「大津波警報」が発表されたとき。
- (5) その他議長が必要と認めるとき。

2 議長は、災害対応連絡会議を設置したときは、災害対策本部長に通知するものとする。

第3条 災害対応連絡会議は、議長、副議長及び議会運営委員会委員長（委員長に事故がある場合は、副委員長）、総務常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長（各委員長に事故がある場合は、副委員長）をもって組織する。

- 2 議長は、災害対応連絡会議を代表し、事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 議長、副議長ともに事故があるときは、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長の順に議長及び副議長の職務を代理する。
- 5 議長は、必要と認める場合には、他の議員に対し、災害対応連絡会議への参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 災害対応連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災情報を収集して整理し、災害対策本部に提供する。
- (2) 災害対策本部から災害情報の提供を受け、議員へ情報提供を行うこと。
- (3) 災害対策本部からの依頼事項に関すること。
- (4) 災害対策本部に要望及び提言を行うこと。
- (5) 国、県、政党、関係公共機関等に対し要望活動を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対応連絡会議の事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月 1日から施行する。